

川崎市病院局告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者を次のとおり指定したので、同条第2項の規定により告示します。

令和7年4月1日

川崎市病院事業管理者 金井 歳雄

1 指定納付受託者の住所及び名称

東京都文京区本郷3丁目33番5号

三菱UFJニコス株式会社

代表取締役 角田 典彦

2 指定納付受託者に取り扱いをさせる歳入等の種類

川崎市病院事業の設置等に関する条例（昭和41年川崎市条例第42号）第6条で定める
使用料及び手数料

3 指定期間

令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで